

情報通信審議会 情報通信技術分科会  
IP ネットワーク設備委員会  
安全・信頼性検討作業班（第5回）議事録抄

1 日 時

平成19年1月10日（水） 15時30分～17時20分

2 場 所

総務省 第1会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 構成員

相田仁（主任）、井手正広、稻田晃典、永楽昌大（代理：松岡諭吾）、  
榎本洋一、雄川一彦、笠井康伸（代理：三浦悟）、北川和雄（代理：斎藤六郎）、  
倉澤聰、久留島豊、斎藤保夫、高村幸二、東方幸雄、中西廉、  
萩原隆幸、平原正樹、益田淳、松本隆、三膳孝通、茂木克之、持磨裕之  
(以上21名)

(2) 事務局（総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課）

渡辺電気通信技術システム課長、萩原同課課長補佐、  
中山安全・信頼性対策係長、渡辺同課主査

4 議 事（敬称略）

(1) アンケートの取りまとめについて

事務局より資料安作5-2に基づき、第4回会合で提案した検討課題の方向性に関するアンケートの結果について説明があった。

【主な議論の内容】

相田主任：

ただいまの説明を聞いて、いくつか感じたことを紹介したい。

第3回までの会合において、障害の事例をご紹介頂いた時には、ヒューマンエラー、設定ミス、ソフトのバグを原因とする障害が多いことがわかった。ヒューマンエラーに関しては、主任技術者の活用がうまくできない

など比較的意見がそろっていた部分。一方、いわゆる情報セキュリティに関しては、何らかの基準があった方が良いという意見と、ISMS 等の活用をしながら事業者が主体的に対応すべきという意見の 2 つに分かれていたことが多かったと思う。全般を通じては、いわゆる強制的な規格を作った方がよいというものはあまりなく、作るとしてもガイドライン的な基準というご意見が多かったと思う。

その中でいくつかキーワードとして私が気付いたのは、CEPTOAR などを通じて色々な事例を事業者間の情報共有することを強化すべきというご意見が多かった。それから、異常輻輳の検知については、最終的にはそれぞれの事業者のネットワークに応じて対策を打つべきという意見が多かった。一方で、産学官連携した研究体制、日本全体、世界全体として、ノウハウや知見を蓄えていく必要があるという意見も多かった。それから、情報をユーザーに公開するにあたっては、障害の情報を公開すること以外にも、事業者毎にセキュリティのレベルが違うとすれば、攻撃対処法など各社のセキュリティレベルを示していく必要があるという意見があった。また、何をやったら攻撃と見なすとか、どういうことをやったら強制遮断されるのかということを、事前に利用者に周知するというようなことにも必要になるのかと思う。その他、資料にはないが、最近事業者間の合併等あり、このような時に事業者毎別々にやっていったことをどう整理するのかということが、私個人として気になったところである。

アットランダムでしたが、ただいまの資料安作 5-2 の説明を聞いて、私が気付いたところですが、それをベースに質問、意見をいただければと思うが、いかがか。

益田：

CEPTOAR は、現時点ではどのような状況か。

事務局：

内閣官房が情報セキュリティの確保に関する検討を進めていく中で、各公共インフラ毎に、業界内の情報セキュリティに関する情報共有をする仕組みを設けることが提言されている。現在、水道、電気、鉄道など各分野毎で、情報共有する仕組みについて議論されているところ。

電気通信分野においても、昨年にマルチメディア振興センターを事務局にした情報セキュリティ対策協議会が立ち上がっている。立ち上がり時点では、事業者、メーカー含めて二十数社参加している。そこで、電気通信分野の情報共有、いわゆる CEPTOAR の体制をどう作っていけばいいのかいう議論をしている。現在は企画を作っている段階であるため協議会の中

で議論をしているが、いずれは、業界に波及していくような組織体制や取組がされていくと思う。

議論する中で、CEPTOAR の機能としては、業界内で情報セキュリティに関わる情報を積極的に共有して、お互い役立てることが基本的な考え方となっている。また、政府と CEPTOAR の関係では、政府は情報セキュリティの確保の視点で有用な情報がある場合には、CEPTOAR の方に積極的に情報提供することになっている。

CEPTOAR は業界に応じた体制で情報共有することになっており、電気通信分野で検討しているのは、固定系のネットワークインフラを設置している事業者、アクセス系の事業者、ISP 事業者、モバイルのサービスを提供されている事業者の 4 つのグループに分けて、必要な情報を効率よく共有できる体制を検討している。一方で、CEPTOAR から外に発信、例えば国民、国に対しての情報提供は基本的にはないということになっており、そういった意味では、今回色々な課題が挙げられている中で、CEPTOAR でカバーできるのか、できないかという議論は必要になってくると思う。

相田主任：

ベンダーと CEPTOAR との関係はどのような関係か。

事務局：

ベンダーが参加するのかどうかも含め、参加者の範囲については、現在議論をされているところで、決まっていない。

平原：

情報通信研究機構は、研究開発をすることが仕事なので、そういった観点から意見を言いたいと思うが、これまでに非常にたくさんの項目をとりまとめているが、今後どのように整理していくのか。

事務局：

今回参考として配布している資料安作 4－2において課題が網羅されている形となっている。この中で挙げている課題は、安全・信頼性を確保するために、必要なものとして幅広く挙げて頂いているものであり、今後は整理していく必要があると思っている。また、今回は検討課題の方向性をまとめているので、今後はその方向性に対する具体的な取組を明確にしていきたいと思っている。

そこで、次回に向けて課題の体系的な整理と検討の方向性について具体的な対策を提案して頂きたいと考えている。具体的な取組を検討するにあたっては、項目数が多いので分担して作業をお願いしたいと考えているが、分担については、希望を調整した上で相田主任と相談させて頂きながら、

決めさせていただきたい。

相田主任：

まず、先ほど説明があったようにアンケートの中で、どなたか重要と考えている項目は、現在重要な項目としている。しかしながら、これだけでも 100 個以上あるので、本当に重要なのは何か、極端なことを言えば優先度を高い順番に並べるというような作業が必要なのかなと思う。そのためには、資料安作 4-2 は、項目に落ちがないという観点からは有用なものであり、一方でいわゆる情報通信ネットワークの安全・信頼性という観点から考えると、柱の 4 や重点 1 がより重要な部分ではないかと思うので、そのあたりも考慮して並べる順番を考える必要がある。

次に、検討の方向性の中で既にかなり具体化されている項目がある一方で、もう一段階ぐらい深めた方がよいという項目がある。例えばガイドラインはどういう場で検討すべきか、主任技術者についても見直しが必要というだけでなく、どうすることに対して見直しが必要かなど、内容を深めた方が良いと項目がある。検討課題が 200 項目以上あり、すべてを答えて頂くのは大変と思うので、分担をして具体的な取組をつめていきたい。そこで、希望を伝え頂ければと思っている。今後の進め方を含めて意見はありますか。

榎本：

事業者共通の立場で書くのか、個別の事業者の立場で書くのか。

事務局：

事業者共通の立場で、両方向の意見をできるだけ汲みとて頂きたい。また、1 つの項目にまとまっている項目の中にも、大枠は共通に決めるべきであるが、具体的な手法は個別事業者でやるべきというような視点も入ってくると思う。

雄川：

資料に出ている方向性については、できるだけ多くの意見を踏まえて作ればよいか。

事務局：

できるだけそうして頂きたい。

相田主任：

項目を 6 つ程度に分けることを想定していますので、1 つの項目について 4~5 名で分担して具体的な対策について提案して頂くことになると思う。基本的には検討の方向性をベースに提案して頂くことになりますが、

「共通の基準を作るべき」、「主体的に対応すべき」といったように意見が対立している項目について、こうすべきという意見を入れていただいてかまわない。

雄川：

分担によって意見の偏りが出てしまう可能性があるのではないか。分担はどのように決めるのか。

事務局：

これまでに頂いた意見を考慮して、相田主任と相談しながら決めていきたい。次回会合においては、皆様から頂いた案を取りまとめて、事務局案として提案させて頂くので、その時にご意見を頂ければと考えている。

相田主任：

人選はこれまでの意見を考慮して人選をする、また、次回は事務局案として提示するので、その時に意見交換をする。

## (2) 今後の予定について

事務局より1月17日開催予定のIPネットワーク設備委員会での安全・信頼性検討作業班の報告案について説明があり、その後、資料安作5-3に基づき、安全・信頼性検討作業班の当面の予定の説明があった。

### <配付資料>

【資料番号】	【配付資料】	【提出元】
資料安作5-1	安全・信頼性検討作業班(第4回)議事録抄(案)	事務局
資料安作5-2	検討の方向性に関するアンケート取りまとめ	事務局
資料安作5-3	安全・信頼性検討作業班当面の予定(案)	事務局